

## 4 メディアファサード等の取扱いについて

大阪を代表するようになぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いメディアファサードの設置や広告を含まないプロジェクションマッピング、建築物のラッピングの掲出を誘導するため、協議等に関する事項を定めています。

### (1) 協議対象行為と協議対象区域について

#### ① 協議対象行為

##### ○メディアファサードの設置

メディアファサードとは、建築物の表面にLEDなどの光源を設置し、建築物の壁自体を媒体として活用し、色や明るさに変化を持たせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出のことをいいます。

##### ○広告を含まないプロジェクションマッピングの掲出

プロジェクションマッピングとは、大型のデジタルプロジェクター等を使用して、映像を建築物の壁面等に投影する映像演出システムのことをいいます。

##### ○建築物のラッピングの掲出

建築物のラッピングとは、イベント等の実施期間において、シート等により掲出される建築物の外壁の変更をいいます。

#### ② 協議対象区域

下記の区域で協議対象行為を行うときは、協議が必要です。

##### ○景観計画区域における重点届出区域

景観計画区域内において定められた重点届出区域のうち、国道2号地区を除く6つの地区（御堂筋地区、堺筋地区、四つ橋筋地区、なにわ筋地区、土佐堀通地区、中之島地区）が対象になります。

##### ○大阪市都市景観条例第25条に基づく大規模な面的整備の区域

大阪市都市景観条例第25条に基づく大規模な面的整備の区域が対象になります。

## (2)協議の基準について

### ① メディアファサード設置基準

メディアファサードの設置に関しては、以下の基準に基づき協議を行います。

前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間において建物のファサードの美しさや魅力を高める手段とし、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること</li><li>・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること</li></ul>
設置位置、大きさ、形態・意匠の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な設置可能な大きさについては、設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、本市との個別協議により決定すること</li></ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちなみを阻害しない色彩とする。(※1)</li><li>・まぶしすぎない明るさ、光の強さ(輝度)とする。(※2)</li><li>・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度とする。</li><li>・不快感を与えない音量、音色とする。</li></ul>
表現基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・デザイン性の高いものとする。</li><li>・広告物を掲出してはならない。ただし、建築物の名称及び商標等が一時的・部分的に表示されることは妨げない。(※3)また、公益イベント時の広告(光の饗宴、オリンピック、万博等)は含まない。</li><li>・周辺の主な視点場からの見え方を検討する。(影響範囲における映像コンテンツの見え方を確認)</li><li>・公序良俗に反しないものとする。</li><li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li></ul>

※1 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

※2 夜間においては周辺状況に配慮すること

※3 一時的とは最後に数秒、部分的とは壁面の1/10以下とすること

## ② 広告を含まないプロジェクションマッピング掲出基準

広告を含まないプロジェクションマッピングの掲出に関しては、以下の基準に基づき協議を行います。

前提条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・夜間において建物のファサードの美しさや魅力を高める手段とし、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・事前に市長と協議の上、コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制を設けていること</li><li>・地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られていること</li></ul>
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・広告を含まないプロジェクションマッピング。ただし、公益イベント（光の饗宴、オリンピック、万博等）時は対象外とする。</li></ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちなみを阻害しない色彩とする。（※1）</li><li>・まぶしすぎない明るさ（輝度）とする。（※2）</li><li>・心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数とする。</li><li>・不快感を与えない音量、音色とする。</li></ul>
コンテンツの基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・公序良俗に反しないものとする。</li><li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li></ul>

※1 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

※2 夜間においては周辺状況に配慮すること

## ③ 建築物のラッピング掲出基準

建築物のラッピングの掲出に関しては、以下の基準に基づき協議を行います。

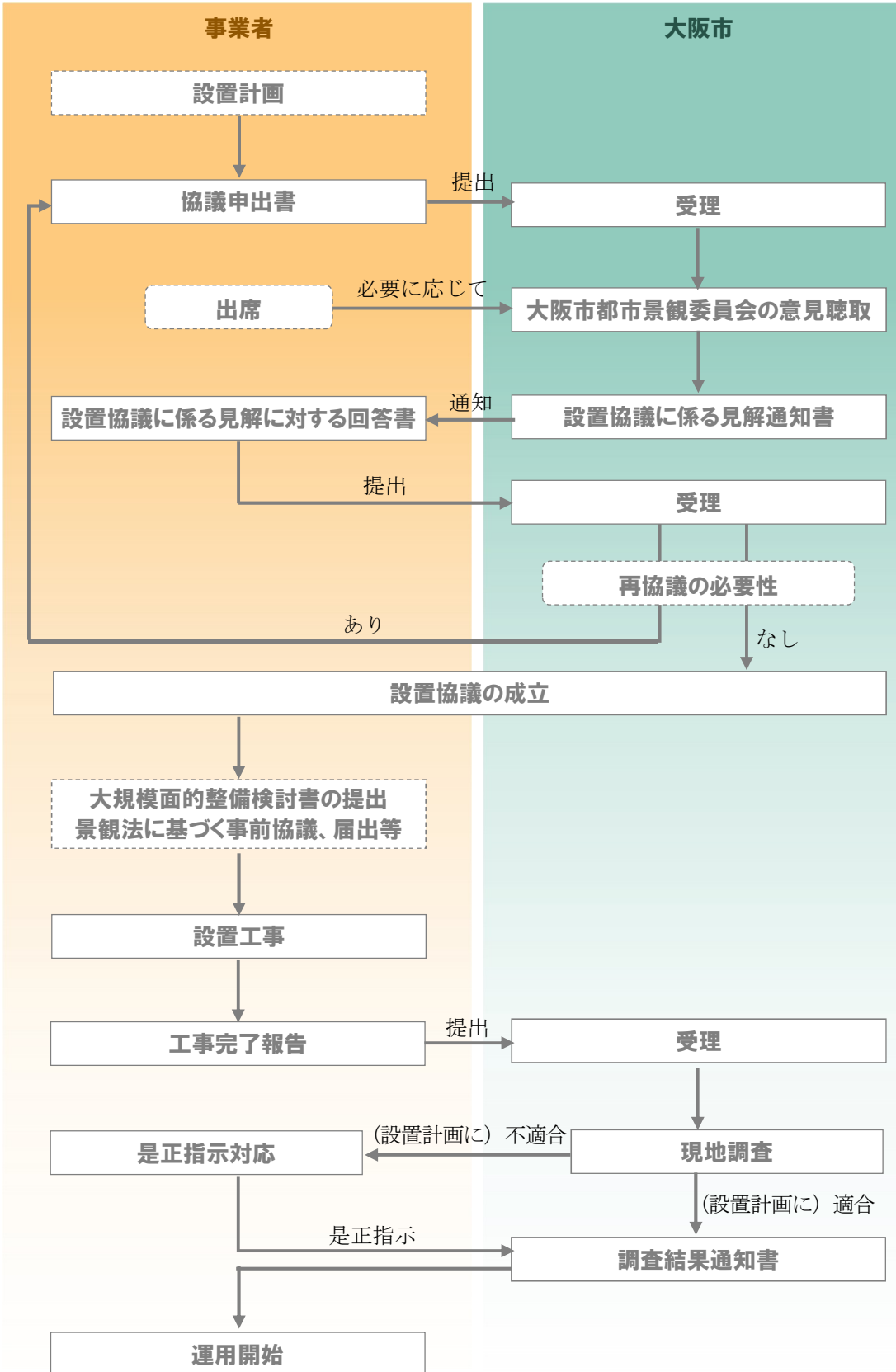
協議の対象となる大きさ、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"><li>・大阪市景観計画に定める建築物の色彩基準に規定する表示面積を超える建築物のラッピング</li></ul>
周辺への影響を抑えるための基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・建築物のデザイン性を高めたり、まちの賑わいを演出したりするためにアクセントカラー（描写された模様やテキスト含む）を用いる場合は、まちなみを阻害しない色彩とするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性を踏まえた色彩とする。（※1）</li></ul>
表現基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものとする。</li><li>・人物、キャラクターの意匠は使用しないように努める。</li><li>・公序良俗に反しないものとする。</li><li>・見る人に不快感や不安感を与えないものとする。</li></ul>

※1 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色を推奨する。

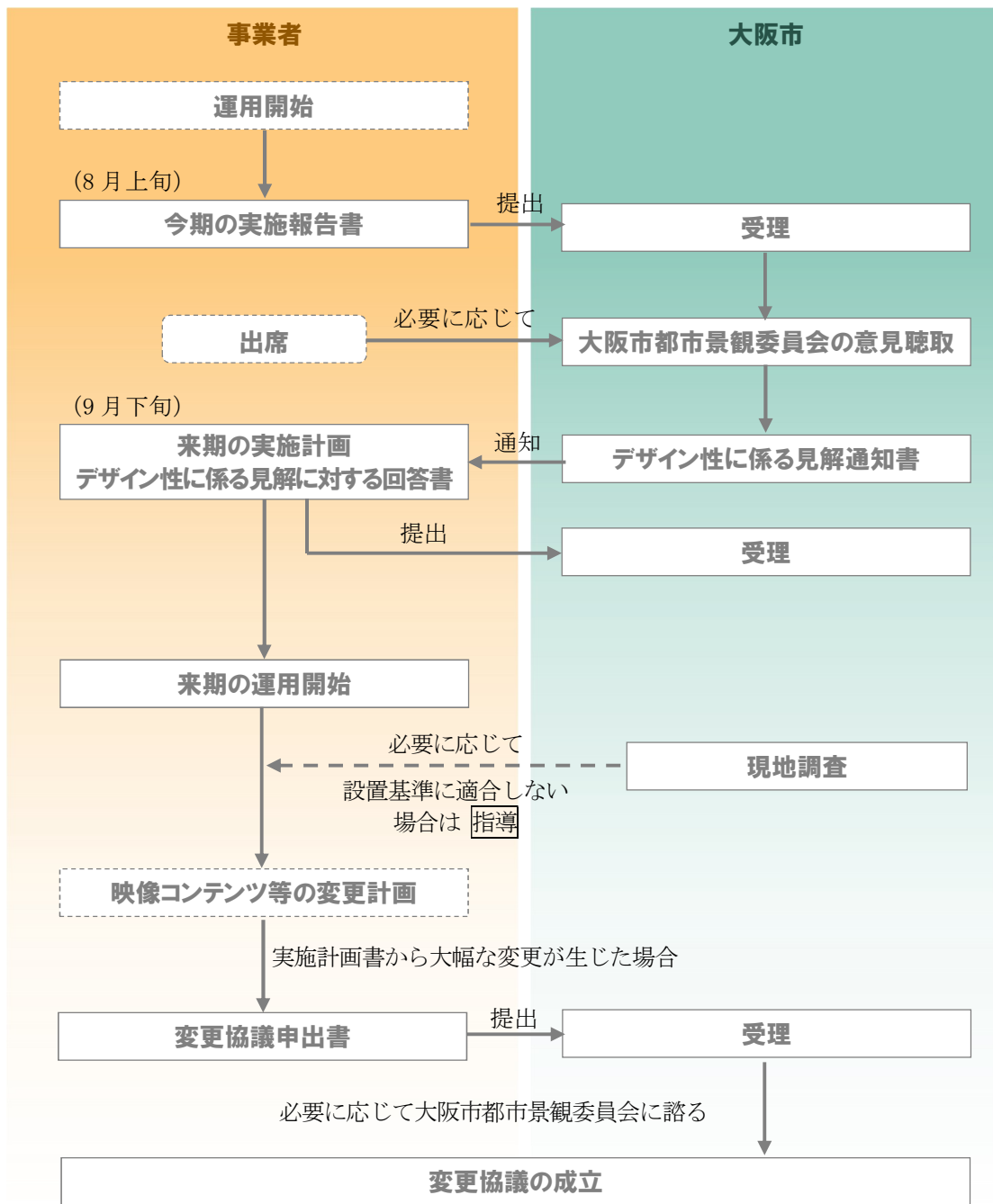
### (3) 協議手続きフローについて

#### ① メディアファサード及び広告を含まないプロジェクションマッピング

【設置または掲出時の手続きフロー】



【運用開始後の手続きフロー】



## ② 建築物のラッピング

### 【掲出時の手続きフロー】

